

快適で豊かな生活と美しい環境をつくろう

合併処理浄化槽を設置しませんか

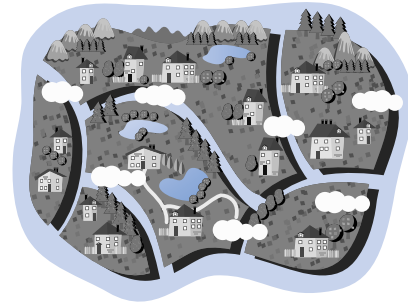
市では、市民のみなさんが快適な生活をおくり、美しく豊かな自然環境を守るために、「公共下水道事業」や「農業集落排水事業」を進めています。このどちらの事業にも対象にならない地域でも未処理生活排水から、公共水域の水質保全を図ることができる「合併処理浄化槽」の設置、整備を推進しています。

合併処理浄化槽ここがすぐれている

- ・水洗トイレ・台所や風呂場で使った汚水をきれいにし、毎日の生活を快適にし、身近にある小川や排水路などの環境をよくします。（公共下水道と同じレベルの浄化能力があります）
- ・わずかなスペースがあれば、設置できます。

阿仁地区は、市で浄化槽を設置・管理します

- 対象地域は、公共下水道事業、農業集落排水事業による整備地域を除いた地域です。浄化槽の設置を希望される方は申請書を提出するだけで、以降の手続き等はすべて市から申請者（設置者）にご案内のうえ作業を進めますので、簡単・安心です。
- ・分担金として10万円かかります。（事業所等は工事費の4割負担です。）
 - ・維持管理は市で行いますが、毎月使用料を納めていただきます。（専用、併用住宅の場合 月額2,688円）



鷹巣・森吉・合川地区は、浄化槽設置補助金を交付します

対象地域は、公共下水道事業、農業集落排水事業による整備地域を除いた地域と、整備地域であっても当分の間整備が見込めない地域です。ただし、下水道事業がその地域で実施された場合、速やかに加入することを条件とします。

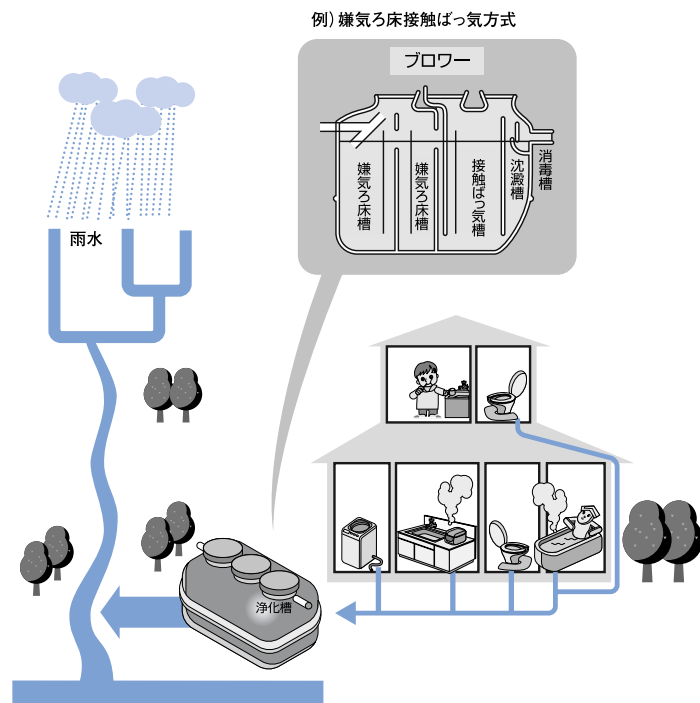
地区	人槽	延床面積	補助金
鷹巣地区	5人槽	160㎡以下	363,000円
	7人槽	160㎡超	441,000円
	10人槽	二世帯住宅	576,000円
森吉地区	5人槽	160㎡以下	423,000円
	7人槽	160㎡超	514,000円
	10人槽	二世帯住宅	672,000円
合川地区	5人槽	160㎡以下	496,000円
	7人槽	160㎡超	696,000円
	10人槽	二世帯住宅	1,072,000円

※浄化槽の大きさ（人槽）は、家屋の延床面積によって決まります。
※旧町の補助金額を継続しています。

申し込み受付

受付は地区ごとに行いますので、詳しくは下水道課または各支所までお問い合わせください。

- ◎申し込み・お問い合わせ
- （鷹巣地区）建設部下水道課 ☎62-6632
 - （森吉地区）森吉支所産業建設課 ☎72-3113
 - （合川地区）合川支所産業建設課 ☎78-2115
 - （阿仁地区）阿仁支所産業建設課 ☎82-2114



※個別処理方式のイメージ図

市の個人情報保護制度が改正されました

—個人情報の不正な扱いに罰則が科されます—

北秋田市では、市が保有している市民の皆さんの「個人情報」について、適正な管理を図るとともに、自己の個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障するため、個人情報の取扱いルールを定めて運用してきましたが、このたび、国の関係法律の改正等に倣って、「北秋田市個人情報保護条例」を全面的に改め、この4月1日から施行しました。

制度の目的と主な2つの改正点について、その概要をお知らせします。

個人情報保護制度 市の仕事のほとんどは、市民の皆さんの個人に関わる情報をもとに進められています。住民・戸籍票、税、保険・年金、福祉、教育関係など身近でたくさんの種類があります。これらの一人ひとりにかかる情報のプライバシーが侵害されないように、市が「個人の権利利益」を保護するための制度で、2年ぶりの改正となりました。

個人の請求権に「利用停止請求」も加わる これまでの本人が請求できる個人情報は、その情報の開示、訂正及び削除でしたが、新たに、個々の情報の収集や利用について市の各機関が条例に違反していると思われる場合に、その当該情報の利用や外部提供の停止を求めることが出来るものとしたものです。

個人情報の不適正な処理に罰則を新設 市職員及び市の事務や施設の管理運営などを市から受託している事業者などが、関係の個人情報を取り扱うにあたって不正な処理を行った場合に罰則を科すもので、概要は次のとおりです。

対象者	罰則の要件	刑事罰・過料
市職員及び市業務の受託者	正当な理由がなく保有する個人情報（電子データ等）を外部に提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	不正な利益を図る目的で個人情報（文書、図画、電子データ等）を外部に提供	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
市職員	職権を濫用し、個人情報を不正に収集	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
市民等	偽りその他不正な手段で市へ個人情報を開示請求	5万円以下の過料

※罰則は、7月1日から施行・運用されます※

- ◎お問い合わせ 市役所本庁・広報情報課 ☎62-6608 合川支所・企画総務課 ☎78-2100
森吉支所・企画総務課 ☎72-3111 阿仁支所・企画総務課 ☎82-2111

18年度の情報公開・個人情報保護制度運用状況

平成18年度における市の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく公文書の公開等についてお知らせします。

【情報公開制度】 行政情報（公文書等）の公開請求者は、個人（延数）が39人、団体が4団体で、合わせた請求件数が43件です。主な内容は、市民病院（仮称）建設に係る事務・事業の文書、各種契約関係文書、国保税減免関連文書などで、その概要は次のとおりです。

実施機関名	請求件数	請求に係る文書数と公開の可否				
		対象文書	公開	部分公開	非公開	文書不存在
市長部局	42	230	180	33	0	17
北秋田市議会	1	1	1	0	0	0
計	43	231	181	33	0	17

【個人情報保護制度】 開示請求者は6人で、国保税減免申請に係る個人情報記載文書の請求に対して、252件の対象文書を全て部分開示としました。

【不服申立ての状況】 18年度においては、行政不服審査法に基づく市の実施機関への異議の申立てはありませんでした。また、17年度の異議申立て1件が、昨年7月に取り下げられております。